

特定工場新設（変更）届出および実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

鳥栖市長 様

届出者

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

押印不要

(担当者)

TEL:() -

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するもの にあっては加工修理の内容、電気・ガス・熱供給 業に属するもの にあっては特定工場の種類）	変更前	新設の場合は区分する必要は ない。（以下同様）
		変更後	
3	特定工場の敷地面積	変更前	} m ²
		変更後	
4	特定工場の建築面積	変更前	} m ²
		変更後	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地および環境施設の面積および配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積ならびに工業団地共通施設の面積および工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積ならびに負担総額および届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※整理番号		※ 備 考	移転登記、賃貸借の契約の日付は造成 工事等の欄に記載する。
※受理年月日			
※審査結果			

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1～9のすべての欄（特定工場の設置の場所が特例工業団地に属しない場合は7を、工業集積地特例の適用を受けようとする場合は8を除く。）に記載すること。
 - 3 法第7条第1項または一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1～9のすべての欄（特定工場の設置の場所が特例工業団地に属しない場合は7を、工業集積地特例の適用を受けようとする場合は8を除く。）に記載するとともに、2～6および8のうち変更のある欄については、変更前および変更後の内容を対照させること。
 - 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1および9に記載するとともに、2～6および8のうち変更のある欄については、変更前および変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 5 9欄については、埋立および造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
 - 6 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 7 面積合計端数は切り捨て記載すること。
 - 8 標題のうち「新設（変更）」については届出に依じいずれか該当する文字を○で囲むこと。